

## 関島事務所便り

〒125 - 0041 東京都葛飾区東金町2-7-13  
電話：03-3609-7668  
FAX：03-3609-0404  
e-mail: sekijima4@ybb.ne.jp



2005年11月号

## 60歳になる3か月前に 年金請求書類が届きます

社会保険庁は10月から、厚生年金や国民年金の加入者が年金を受け取る年齢になる直前に年金の請求書類を送付するサービスを始めました。これまでは加入者が自分で気をつけて請求手続に出向く必要があり、不親切との批判が強かったので、従来に比べると利便性は大きく向上するでしょう。

### ◆60歳から年金を受け取ることができる人が対象

年金の裁定請求書類は一定の加入期間を満たし、60歳から厚生年金を受け取ることができる人を対象に加入者が60歳になる3ヵ月前に郵送します。

書類にはあらかじめ氏名や基礎年金番号、過去

の加入履歴などが印刷されており、加入者は説明書に沿って必要事項を記入し、社会保険事務所に持参すれば年金の請求手続ができます。受け付けは60歳の誕生日の前日からです。

### ◆60歳から受け取れない人には

60歳からは年金を受け取れない人や加入期間が足りない人には、60歳になる3ヵ月前に年金請求の手続きや年金加入期間などを記載した案内はがきを送付します。

共済年金に加入していた期間などは、共済組合等から社会保険庁に情報提供されていない場合があります。加入期間として合算されていないこともあるので注意が必要です。

また、共済組合の期間しかない人には、65歳前に各共済組合から年金の裁定請求書を送付されるため社会保険庁からは事前送付は行いません。

65歳から国民年金だけを受け取る人や、年金を受け取る権利があり、まだ請求し忘れていない人に対しては65歳の誕生日の3ヵ月前に書類を送付するサービスも同時に始めました。

# アメリカ勤務のある人に朗報

## 1年6か月以上・日米通算10年以上でアメリカ年金

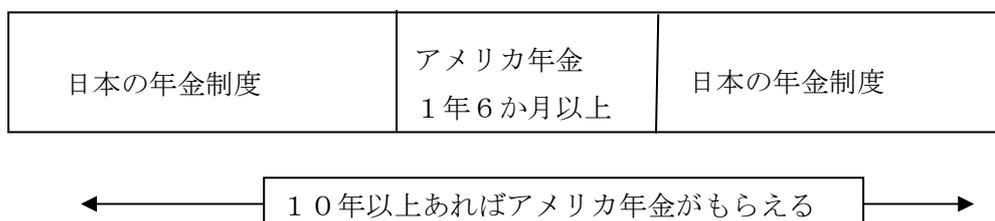
この10月1日より日本とアメリカの年金制度の加入期間が通算されることになりました。

### ★通算の対象となる人

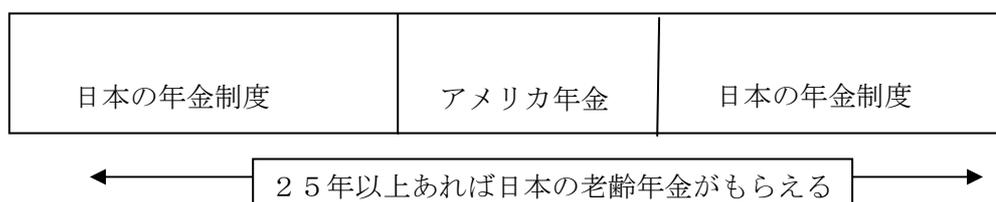
- ① 日本とアメリカの年金制度の加入期間をもっている人で、加入期間不足でアメリカの年金制度または日本の年金制度から年金をもらっていない人。
- ② 日米両国の年金制度の加入期間をもっている人が、アメリカの年金制度加入期間中に障害、又は死亡したために、日本の年金制度から障害年金や遺族年金をもらっていない人。

### ★年金通算の仕組み

- ① アメリカでの年金加入期間が1年6か月以上ある人が、日米両国の年金制度の加入期間を通算して10年以上になる場合は、アメリカの年金制度から老齢年金が受けられます。



- ② 日本の年金制度から年金がもらえなかった人で、日米両国の年金制度の加入期間を通算して25年以上ある場合は、日本の年金制度から老齢年金がもらえます。



### ★遡ってもらえる期間は6か月

#### 今すぐ当事務所か社会保険事務所に

年金が遡ってもらえる期間は老齢年金と遺族年金の場合は6ヶ月、障害年金の場合は12ヶ月です。該当者はすぐに当事務所か社会保険事務所にお越し下さい。

# 建設事業主間で労働者派遣可能に

建設業務に従事する労働者の雇用の安定・維持を図るため、改正建設雇用改善法が10月から施行されています。改正の主な点は建設業務に従事する労働者を対象とした就業機会確保事業と有料職業紹介制度の創設の2点です。

## ◆就業機会確保事業とは

建設業務は、労働者派遣法によって労働者派遣の対象外となっているため、派遣業者が労働者を派遣することも派遣業者から労働者を受け入れることもできません。

就業機会確保事業は建設業を営む事業

主が一時的に余剰となった建設業務に従事する常用労働者を他の建設業の事業主の下に派遣することによって、その雇用の安定・維持を図るものです。

## ◆就業機会確保事業の4つの条件

- ①送り出し事業主と受け入れ事業主の双方が同一の建設業の事業主団体の構成員であること
- ②その事業団体が実施計画を作成し、厚生労働大臣の認定を受けていること
- ③②の実施計画で示した送り出し事業主と受け入れ事業主の組み合わせの範囲

- ④でしか建設業務労働者の送り出し・受け入れができないこと
- ④常用雇用労働者の一時的な余剰が生じた場合に、余剰となる労働者の雇用の安定・維持を図るために行われるものであること

## ◆禁止・制約される点

就業機会確保事業は、一時的に余剰となる労働者の送り出し・受け入れを認めることで雇用の安定・維持を図ろうとするため、送り出し事業主が講ずべき指針により送り出すことのできる労働者の総数や送り出せる期間についての制約があります。

具体的には、送り出し事業主が送り出しを目的に労働者を雇い入れることや退職予

定者を送り出しの対象とすることを禁止しています。

また、一事業年度において送り出す労働者の数は、自ら請け負った建設工事に従事させた延べ労働者の5割を超えてはならず、送り出し先で就業する日数についても、その労働者の所定労働日数の5割を超えないとの条件があります。

# トピックス

## ●短時間労働者の残業に割増賃金

厚労省は、短時間労働者が契約時間を超えて労働した場合、それが法定時間以内でも割増賃金(5～10%程度)を支払わなければならないとする仕組みを導入する方針だ。労働契約法の制定とあわせ、2007年通常国会への上程を目指す。ただし、今後経営者側の反発は必至(10月18日)。

## ●厚労省 医療制度改革私案発表

厚労省は、高齢者の医療費の自己負担割合について見直す試案を発表した。現行では原則70歳未満3割、70歳以上1割であるのを、原則65歳未満3割、65歳以上75歳未満2割、75歳以上1割とするなど3案を提示。年末までに案をまとめ、来年の通常国会への関連法案を提出する方針だ(10月20日)。

## ●「年金カード」導入

政府は、銀行や郵便局のATMに差し込むだけで現在の年金積み立て額、受取額等がわかる「年金カード」を、2008年4月から国年・厚年の加入者全員に配布することを検討している。政府はすでに、同年から同様の情報を定期的に郵送する方針を公表しているが、これよりも利便性が高いものとの判断がなされた(10月22日)。

## ●時間外労働100時間以上

医師による面接指導が義務化  
改正労働安全衛生法が成立

過重労働・メンタルヘルス対策の充実強化や通勤災害の範囲拡大などを内容とする改正労働安全衛生法などが、10月26日の参院本会議で可決、成立した。事業主は一定時間(月100時間)を超える時間外労働を行った労働者に対して、医師による面接指導を行わなければならないことなどを定めている。時短促進法は恒久法の「労働時間等設定改善法」に改正された。

## ●うつ病で自殺、労災と認定

会社が厳しいしっ責で圧迫

共同通信によると、道路舗装大手、前田道路の東予営業所(愛媛県)の所長だった男性=当時(43)=がうつ病で自殺したのは、過大な売り上げ目標を達成できず上司からどう喝的なしっ責を受けた心理的な圧迫が原因などとして、新居浜労働基準監督署は10月27日までに労災と認定した。

## ●最高裁判決

NTTの一方的賃金ダウンは違法

NTTの一方的賃金変更により不利益を受けたとして、元NTT管理職二人が訴えていた裁判で、10月25日最高裁は、会社側の上告を棄却し約1350万円の支払いを命じた大阪高裁判決が確定した。裁判は、NTTが97年55歳以上の課長級をすべて「特別職」に移行させ、賃金三割カット制度を導入。大幅賃下げを受けた京都の藤井さんら二人が提訴したもの。京都地裁は原告敗訴としたが、大阪高裁は「就業規則の変更は必要性が十分検討されていないうえ、不利益も著しい、合理性がなく無効」としていた。